入札公告

本人確認書類裏書印字システム購入事業について、一般競争入札に付するので,地方自治法施行令第167条の6の規定により,次のとおり公告する。

令和6年1月23日 勝浦町長 野上 武典

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件 名 本人確認書類裏書印字システム購入事業
 - (2) 納入場所 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

勝浦町役場

- (3) 仕様書等 別添仕様書等のとおり
- (5) 最低制限価格 無
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 必要

ただし、過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を国(公団を含む)または、地方公共団体に数回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行していることが、業務実績調書等にて確認できた場合は免除する。

(8) 契約書の作成 有

2 参加資格

以下の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から更生手続き開始決定がされていない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判 所からの再生手続き開始決定がされていない者であること。
- (4) 勝浦町の令和3・4・5年度入札参加資格者名簿(物品購入等)に登録があること。
- (5) 徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に権限を委任する旨の委任 状が提出されている者。
- (6) 勝浦町の入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 勝浦町暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。

(8) 令和3年度以降に国(公団を含む。)又は地方公共団体との間において、当該契約と 種類及び規模が同等以上の調達を元請けとして受託し、完了した実績があり、証明でき ること。

3 主な仕様

- (1) 主な仕様の詳細は、別紙仕様書による。
- (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。
 - ア 書面(任意様式)を作成し、原則として電子メールにより送付すること。
 - イ 提出先は下記の問い合わせ先とする。
 - ウ 受付期間は令和6年2月9日(金)午後4時までとする。
 - エ 電子メールで送付後、確認の電話をすること。
- (3) 質問に対する回答は、随時勝浦町ホームページに掲載する。

4 入札参加申込書等について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書及び納入実績について証明できるもの(納品書等)を提出期限までに提出場所に提出しなければならない。 なお、印鑑は、競争入札参加資格申請の際に提出した使用印鑑届に押印している印鑑を使用すること。
- (2) 入札参加申込書等の提出期限、提出場所及び方法
 - ア 提出期限 令和6年2月16日(金) 午後4時まで
 - イ 提出場所 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地 勝浦町役場住民課
 - ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

5 入札に関すること

- (1) 入札日 令和6年2月22日(木) 午前10時
- (2) 入札の場所 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地 勝浦町役場 2階 大会議室
- (3) 入札方法

次のとおり行う。

- ア 本人確認書類印字システムに要する経費の合計金額を入札に付する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ紙による入札とする。

(4)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格を有しない者のした入札
- イ 委任状の提出のない代理人のした入札
- ウ 同一の入札について、2以上の入札書を提出した入札
- エ 入札参加申込書が所定の日時までに到着していない場合における入札
- オ 入札書に金額、氏名、押印その他記載すべき事項のない入札又はこれらが鮮明で ない入札
- カ 記名押印のない入札
- キ 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- ク 他人の代理人を兼ね又は2社以上の代理をした者の入札
- ケ 入札書の金額を訂正した入札
- コ 記載事項に誤りがある入札
- サ 競争入札参加資格申請の際に提出した使用印鑑届に押印している印鑑以外を使用 した入札
- シ 委任状を提出した場合において、委任状に押印している印鑑以外を使用した入札
- ス 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5)落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限範囲内で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が2社以上あるときは、直ちに該当入札者またはその代理人にくじを引かせ落札者を決定するものとする。ただしくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

本入札に関する問い合わせ 住所 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地 勝浦町住民課

電話番号 0885-42-1501

ファクシミリ 0885-42-3028

電子メール jyumin@town.katsuura.i-tokushima.jp